

## 決 定 要 旨

被 審 人（本店）東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号  
（商号）シティグループ・ジャパン・ホールディングス株式会社  
（旧商号 日興シティホールディングス株式会社）

上記被審人に対する平成 22 年度(判)第 39 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 99 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 23 年 4 月 5 日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実は別紙 1 のとおりである。法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 7 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 23 年 2 月 4 日

金 融 庁 長 官 三 國 谷 勝 範

(別紙1)

課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実

被審人は、別表1の「報告義務発生日」欄記載の年月日に、金融商品取引所に上場されている「発行体」欄記載の発行者が発行する株券について、「提出事由」欄記載の事由が生じたものであるが、法定の除外事由がないのに、その住所又は居所を管轄する財務省関東財務局長に対し、「報告書」欄記載の変更報告書を「法定提出期限」欄記載の法定の提出期限までに、提出しなかったものである。

別表1

番号	発行体	報告書	報告義務発生日	法定提出期限	提出事由
1	マネックスグループ株式会社	変更報告書 No.24	平成21年 6月9日	平成21年 6月16日	報告義務発生日より前の日において発行済株式総数の26.86%の大量保有者であったところ、共同保有者であるシティグループ・グローバル・マーケット・リミテッドが消費貸借契約により株券を3万303株借り入れたことにより、株券を合計65万8075株保有することとなり、発行済株式総数(234万4687株)の28.07%の大量保有者となった。

## 「審判手続開始決定書」の引用部分

(別紙2)

### 法令の適用

金融商品取引法第172条の7、第27条の25第1項本文、第130条、第176条第2項

### 課徴金の計算の基礎

別紙1の別表1に掲げる事実につき

- (1) 金融商品取引法第172条の7の規定により、被審人の変更報告書の不提出に係る課徴金の額は、  
当該提出すべき変更報告書に係る株券等の発行者が発行する株券の当該提出すべき変更報告書の提出期限の翌日における同法第130条に規定する最終の価格に、当該翌日における当該発行者の発行済株式の総数を乗じて得た額に10万分の1を乗じて得た額。
- (2) 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て（別表2の「課徴金の額」欄の額）。

## 別表 2

別表 1 の番号	当該提出すべき変更報告書 の提出期限翌日の 最終の価格 (円)	当該提出すべき変更報告書の提出期限 翌日の発行済株式総数 (株)	課徴金の額 (当該提出すべき変更報告書の提出期限翌日の最終の価格×当該 提出すべき変更報告書の提出期限翌日の発行済株式総数/ 100,000) (円)
1	42,350	2,344,687	990,000

金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記課徴金の額は 1 万円未満の端数を切捨て